

ご存じですか？ 児童扶養手当 特別児童扶養手当

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために手当を支給する制度です。

受給資格者(手当を受ける資格のある方)

次の条件に当てはまる18歳到達後の最初の3月31日までの児童を扶養している父(母)や、父(母)に代わってその児童を養育している方に支給されます。児童が心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ①父母が離婚した後、父(母)と生計を同じくしていない児童
- ②父(母)が死亡した児童
- ③父(母)が一定の障がいの状態にある児童
- ④父(母)の生死が明らかでない児童
- ⑤父(母)から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父(母)が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで生まれた児童

手当の金額(月額)

- ▶児童1人の場合
全額支給/41,430円・一部支給/41,420~9,780円
- ▶児童2人以上の加算額
2人目/5,000円・3人目以降1人につき3,000円

手当を受ける手続き

住所地の市町村で認定請求(関係書類を添付)の手続きをして、知事の認定を受けることにより支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合、その年度(8月~翌年7月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。また、請求者が公的年金を受けることができたり、対象児童が福祉施設に入所しているときなどは、手当が受けられない場合があります。※障害基礎年金に限り、子の加給と児童扶養手当を選択できる場合があります。

所得制限限度額

所得制限限度額は次のとおりとなります。(年によって変わる場合もあります)

扶養親族などの数	本人		孤児などの養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57	230	274
2人	95	268	312
3人	133	306	350
4人	171	344	388
5人	209	382	426

- 1 受給資格者の収入から給与所得控除などを控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上記の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。
- 2 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族がある場合は、上記の額に次の額を加算。
 - (1)本人の場合
 - ①老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円
 - ②特定扶養親族1人につき15万円
 - (2)孤児などの養育者、配偶者および扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円
- 3 扶養親族等が6人以上の場合には、1人につき38万円(扶養親族などが2の場合にはそれぞれ加算)を加算した額

特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図るための制度です。

身体や精神に障がい(1級・2級)のある児童の父、もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に手当が支給されます。



- ▶1級該当児童1人につき50,400円
- ▶2級該当児童1人につき33,570円

現況届を忘れずに!!

児童扶養手当を受けている方は8月1日(水)~31日(金)の間に現況届、特別児童扶養手当を受けている方は8月13日(月)~9月10日(月)の間に所得状況届を提出し、支給要件の審査を受けます。
この届を提出しなければ、8月以降の手当は受けられません。

問い合わせ先 児童扶養手当について/役場こども未来課児童福祉係 ☎482-2921 (課直通)
特別児童扶養手当について/役場保健福祉課社会福祉係 ☎482-2935 (課直通)

林業・木育を通じた地域コミュニティの場に 林業多目的センターがオープンします!



木育の体験や作業を行うスペース(上) 馬そりなどが展示された林業歴史資料室(下)

町林業多目的センターが8月5日(日)にオープンします。老朽化のため2008年から休館していたクアハウス屈斜路(屈斜路湖畔・仁伏地区)を一部改修したもので、地域の皆さんの交流や活動の拠点木育体験施設林業従事者の講習や研修の施設・林業歴史展示施設という、多目的なコミュニティ施設として生まれ変わりました。

クアハウス屈斜路の休館以降、町では「クアハウス屈斜路活用検討委員会」を設置し、利用再開に向けた検討を行ってきまされた。その結果、次のような利用を目的とした「林業多目的センター」として再スタートを切ることになりました。

- 地域住民の集会。
- 林業歴史資料展示。
- 地域住民や観光客の避難所。

名称に「多目的」とあるように、地域の皆さんの活動拠点・コミュニティの中心という役割を担います。さらに、地域の方と観光客の方が一緒に「木育」を体験できる拠点、林業従事者の方の健康や安全に関する拠点という、さまざまな活用によって地域の活性化につながっていきます。

□ 問い合わせ先/役場農林課 係 ☎482-2936 (課直通)まで。

オープニングセレモニー 8月5日(日) 13時~

※毎年恒例の木工教室「夏休みトンカチ広場」も同日、林業多目的センターで行います。

